

今後の専修学校における質保証・向上に向けて（議論のまとめ）

令和 8 年 3 月 1 0 日
専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 今期議論のまとめ・・・・・・・・	2
(1) 学校教育法の一部を改正する法律を踏まえた検討・・・・・・・・	2
(2) 専修学校の現状と今後の社会の変化を踏まえた検討・・・・・・・・	3
3. 今後検討を要する事項・・・・・・・・	4
(1) 今後の検討に向けて・・・・・・・・	4
(2) 今期議論を踏まえ検討を要する事項・・・・・・・・	4
①質保証・向上の取り組み	
②生産性の高い人材育成	
③留学生の適切な管理等	
(3) 新たに検討を要する事項・・・・・・・・	6
①教職員の資質向上	
②遠隔授業や通信制等の在り方について	
③情報公開	
④高等専修学校	
⑤実践的な職業教育機関の在り方について	

1. はじめに

○専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、「職業若しくは
実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、
医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出
してきた。

○また、人生 100 年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的
な知識・技能や資格の修得に向けて、リ・スキリング・リカレント教育を含め
た職業教育の重要性が高まっている。

○令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025¹」
や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版²」の産業
人材育成プランにおいて、「専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏
まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンスト・エッセ
ンシャルワーカー等を養成するリカレント教育のプログラム等を支援する」
とされており、また中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画におい
て、国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上投資を実
現するため、特に、人手不足が深刻であるといった 12 業種³について、業種
別の「省力化投資促進プラン」に基づき、官民で省力化投資を推進するとされ
ている。

○令和 7 年 11 月に設置された日本成長戦略本部では、17 分野⁴の戦略分野が設
定され、「危機管理投資」・「成長投資」による強い経済の実現に向け、大胆な
投資促進、国際展開支援、人材育成、産業連携、国際標準化といった多角的な
観点からの総合支援の取組を促進する」とされている。また、分野横断的な課
題として「人材育成」が示されており、これを踏まえ、文部科学大臣の下に、
「人材育成分科会(人材育成システム改革推進タスクフォース)」が設置され、
高校から大学・大学院までを通した人材育成システム改革について検討を行
っており、その一部として、専門学校における実践的かつ専門的な職業人材育

¹ 詳細は、<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html> を参照。

² 詳細は、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html を参照。

³ ①飲食業、②宿泊業、③小売業、④生活関連サービス業、⑤自動車整備業・ビルメンテナンス業、⑥製造業、⑦運輸業、⑧建設業、⑨医療、⑩介護・福祉、⑪保育、⑫農林水産業。
(出典：新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版)

⁴ ①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋。(出典：日本成長戦略本部（第 1 回）資料 4)

成方策について検討が行われた。

- 令和 7 年 11 月に内閣総理大臣が、外国人との秩序ある共生社会実現のため、省庁横断的な施策推進を指示⁵し、これを受け、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」⁶が令和 8 年 1 月 23 日に決定された。専修学校を含む留学生を受け入れている教育機関に対して適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めることなどが示されている。

- 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（以下「当会議」という。）は、平成 24 年（2012 年）5 月 8 日開催の第 1 回会議以降、職業実践専門課程の創設等、専修学校の質保証・向上の観点から、概ね 2 年に一度提言を取りまとめてきており、令和 6 年 12 月 6 日開催の第 32 回から令和 8 年 3 月 10 日開催の第 38 回までの間、令和 6 年 6 月の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を踏まえた対応として、主に学校評価の在り方や専修学校における学校評価ガイドライン（以下「学校評価ガイドライン」という。）⁷の策定等について検討を行っており、これまでの検討、議論等についてここに取りまとめる。

2. 今期議論のまとめ

（1）学校教育法の一部を改正する法律を踏まえた検討

- 当会議では、令和 6 年 1 月に提言「実践的な職業教育機関としての専修学校の教育の質保証・向上と振興に向けて（令和 6 年 1 月 24 日）」⁸をとりまとめ、職業実践専門課程の数の拡大・質的改善や職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた制度改正等について提言を行った。

- この提言を受けて「学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号。以下「改正法」という。）」が成立・公布された。改正法では、専修学校における教育の充実を図るため、①大学等との制度的整合性を高めるための措置、②専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置、③教育の質の保証を図るための措置が講じられ、職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた制度改正等が講じられている。この改正法は令和 8 年 4 月より施行される。

⁵ 詳細は、外国人との秩序ある共生社会実現のための有識者会議（第 1 回）資料 2-2 を参照。

⁶ 詳細は、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議ホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/index.html>）を参照。

⁷ 詳細は、https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm を参照。

⁸ 詳細は、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/027/mext_00001.html を参照。

○改正法を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和 11 年文部省令第 11 号）、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）等の関係法令の改正も併せて行われ（令和 8 年 4 月 1 日施行）、改正にあたっては、本会議において内容の検討がなされた。

○具体的には、①大学等との制度的整合性を高めるための措置として、専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とするとともに、在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に改められた。また、専門課程の修了要件は、これまで授業時数を原則としていたところ、単位数に限ることとし、1 単位の内容について大学等と同様の取り扱いとされた。これにより、大学との単位互換や、専門学校を卒業して大学に編入学した学生について大学の卒業要件となる単位を計算する際にそれまでの学修成果の換算が容易になり、国内外の大学と専門学校との間での学生の移動を円滑化することが可能となった。

○②専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置として、特定専門課程を置く専修学校に専攻科を置くことができることとされた。また、修業年限 2 年以上でかつ 62 単位以上の専門課程の修了者は「専門士」と称することができ、大学院入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は「高度専門士」と称することができることとされ、同指定を受けた専攻科は、高等教育の修学支援新制度の対象となった。これにより、文部科学大臣認定制度の合理化が図られた。

○③教育の質の保証を図るための措置として、大学と同等の項目での自己点検評価を義務化、外部の識見を有する者による評価（いわゆる第三者評価）を努力義務化するとともに、教職員向けの研修・研究についても義務化を行った。

○学校評価については、当会議において、学校評価ガイドラインの見直しについての検討を行った。評価項目や基準に加え、第三者評価の実施を求める対象⁹や評価者の要件、評価の実施期間など、新たに導入された第三者評価について中心的に議論を行った。あわせて、これまで指摘されてきた「評価疲れ」や「評価にかかる費用」にも配慮し、メリハリのある評価が実施されるよう具体的な実施方法の例を示した。これを受け、昨年 6 月に学校評価ガイドラインが改訂され、公表された。

（2）専修学校の現状と今後の社会の変化を踏まえた検討

⁹ ①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定校が、令和 8 年 4 月から第三者評価の実施が必要となる。

○改正法等の施行に伴う制度設計の検討の後、急速な少子化や労働力人口の大幅な減少等が見込まれる中、我が国がこれまでと同水準の経済規模・活動を維持していくためには、より質が高く、生産性の高い人材が必要であるとの認識のもと、専修学校において職業教育の質の向上にどのように取り組む必要があるかについて、各学校における取組事例の紹介を行いながら、専門学校が地域人材の育成に必要な人材を育成していることを再確認するとともに、職業教育の質の向上に関する検討を行った。また、近年の専門学校における留学生の大幅な増加を踏まえ、留学生に対する教育内容、受入基準や管理方法等について議論を行い、留学生の実態把握や質の高い留学生受け入れや適切な管理をどのように実現していくのかについて検討を行った。

3. 今後検討を要する事項

(1) 今後の検討に向けて

○専修学校は、我が国の産業界、特に地方におけるエッセンシャルな分野で、高等学校卒業生だけでなく、社会人、留学生など、多くの人材を受け入れ、育成しており、専門人材として輩出している。

○我が国はすでに人手不足の状況であり、今後も労働力人口の減少が見込まれる中、全国各地でこれまでと同水準の経済規模・活動を維持し、各地域を支えていくためには、これまでより少ない人口でも同様の生産を維持できる生産性の高い人材が必要となっている。

○そのためには、各地域で今後必要な分野の人材における質保証・向上等に向けた検討を行い、専修学校教育の転換を図ることが重要であり、以下の事項について検討する必要がある。

(2) 今期議論を踏まえ検討を要する事項

①質保証・向上の取り組み

○令和8年4月の法施行以降、各学校は、改訂された学校評価ガイドラインに基づき評価を実施することとなるが、現時点で専門課程を置く専修学校のすべてが評価をすぐに実施できるだけの環境が整っているとは言い難い。特に、第三者評価の実施に当たっては、評価機関や評価者が不足しており、また、各学校においてどのように準備を進め、実施すればよいか等の具体的なノウハウが十分に理解・共有されているとは言い難い状況である。また、専修学校評価は、教育・経営の質を高めるための改善の材料であり、各学校が評価結果を踏まえ、組織的・継続的な改善を図ることを目的としている。その観点で、分野別評価の項目や基準等の検討も必要であり、地域横断的な評価に関するノウハウの共有の仕組みとともに、地域ごとに第三者評価を実施する仕組みの構築なども期待される。さらに、評価者の量を確保していくためには、専修学校関係者が評価者となることも有効であることから、そうした動きを促すこ

とも求められる。

- こうした課題を解決するため、文部科学省、所轄庁である都道府県や専修学校関係団体、評価機関、関連企業等が連携・協力し、全国の専修学校があまねく第三者評価を実施できる環境を整えるための取組を進めていくことが求められる。

②生産性の高い人材育成

- 我が国において労働人口の大幅な減少が見込まれている中、これまでと同水準の経済規模等を維持していくためには、より生産性の高い人材が必要である。そのためには、特に各地域を支えるエッセンシャルワーカーが、AI やデジタル技術等を使いこなし、生産性を上げていくこと等が重要であり、専門学校においても各分野において、そうした人材を育成していくためのカリキュラムを開発していくことが求められる。その際には、新たに労働市場に参入する者だけでなく、リ・スキリングによりすでに就業している労働者を対象とすることが必要である。

- また、当会議での検討を踏まえ、日本成長戦略本部でも検討課題として「未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実」が示されたところであり、地域の人材ニーズや高等教育機関へのアクセスの確保等の検討を踏まえた上で、専修学校においても職業教育の質の向上に取り組み、地域に定着し、地域を支える生産性の高い人材を産業界や自治体等と連携してどのように育成するか、各地域における検討を促す方策についての検討が必要である。

- 加えて、これまで委託事業で実施してきた成果も十分活用しながら、横展開や定着に向けた取組を行う必要がある。

③留学生の適切な管理等

- 専門学校の留学生は近年大幅に増加¹⁰しているが、特定国から特定分野への留学生がその多くを占めている。留学生を受け入れるにあたっては、学校において適正に管理できることが前提であり、また、質の高い留学生を受け入れるためには、特定の国だけでなく、戦略的に受け入れる国を設定するとともに、留学前にしっかりとした目的意識を持ち、資質能力（日本語能力含む。）の高

¹⁰ 専門学校の学生数は、令和 5 年度で 555,342 人、令和 6 年度で 558,255 人となっており、令和 4 年度の 581,522 人に比べ減少している。また、高等学校（全日制・定時制）から専門課程への進学者数は令和 4 年度から減少しており、令和 4 年度 165,906 人、令和 5 年度 155,916 人、令和 6 年度 142,468 人となっている。（出典：学校基本調査）留学生数は、令和 5 年度で 46,325 人だったが、令和 6 年度で 76,402 人となっている。（出典：日本学生支援機構「2024（令和 6）年度外国人留学生在籍状況調査」）

い者を掘り起こし、日本への留学を促していくことが必要である。加えて、目的意識を持った留学生が日本の社会規範、生活習慣、文化への理解を深められるような教育内容を含め、教育内容等の在り方について検討していくことが必要である。このように留学生管理と適正な受け入れを進めていくために、各学校だけではなく、国や所轄庁、専修学校関係団体等の役割を整理した上で、連携した取組となるような方策について、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの成果の把握と認定校の拡大等も含めて検討が必要である。

(3) 新たに検討を要する事項

①教職員の資質向上

○改正法を踏まえ、新たに専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 40 条の 2 において、①教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、②授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うことが規定され、教職員の資質向上に向けた研修等の実施が義務付けられた。

○多くの学校ではすでに教職員向けの研修を行っており、全国・各地の専修学校団体においても、教育や運営の向上に関する取組を行っているところではあるが、こうした研修等の質の向上をさらに図っていくことが必要となる。特に、専修学校の教員は非常勤であったり外部講師であったりすること多いため、教員が本業でないことも多く、また、研修の機会が限られているという実態もある。教員への調査では、専門分野に関する研修等よりも、指導力に関する研修等を強く求めていることも明らかになっており、また、今回の法改正を受け、学校評価の実施や単位制の円滑な運用など新たに教職員が対応すべき事項についても理解を深めていくことが求められる。引き続き各学校における研修の状況等を把握しつつ、AI やデジタル技術等を駆使する生産性の高い人材の育成が急務であることも踏まえ、各学校が教職員等のニーズを踏まえた研修を実施できるよう、コンテンツの開発や研修機会の提供等についての検討が必要である。

②遠隔授業や通信制等の在り方について

○専修学校は、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができ、全課程の終了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えない範囲で実施することが専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 13 条で規定されている。また、平成 24 年度から通信制制度が導入され、様々な分野で通信制の学科が設置されている。近年の通信環境や IT 化の進展を踏まえ、様々な分野で遠隔授業の実施を推進する動きも見られるところ、各分野の指定養成施設としての実習や遠隔授業のニーズ等も踏まえ、遠隔授業と通信制学科の在り方や基準の妥当性等について検討する必要がある。

③情報公開

○専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、生徒、学生、保護者、業界関係者など当該専修学校に関する関係者の理解を深め、これらの者と連携・協力するとともに、同法その他関係法令で定められた目的を実現するための公的な教育機関として、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。そのような状況を踏まえ、平成 25 年 3 月に「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」¹¹を策定し周知しているところである。

○情報公開が修学支援新制度の創設や職業教育実践専門課程等の認定の要件となっていることもあり、専門学校における情報公開も一定程度進んでいるところであるが、社会や産業構造の変化が進む中、専門学校がその教育理念や目的、教育活動や教育方法、評価結果、教育成果などを社会に対して積極的に伝えることができる情報公開となっているか、所轄庁が公表している情報も含めて改めて確認することが必要である。

④高等専修学校

○高等専修学校については、学び直しも含めた職業教育だけでなく、不登校経験のある生徒や特別な支援を要する生徒など、多様な背景を持つ子供たちを積極的に受け入れている学校も多く、「学びのセーフティネット」としての役割も果たしているところである。このような高等専修学校についての役割を整理しつつ、質の保証・向上に向けた取組及び認知度を上げていくための方策についても検討を行う必要がある。

⑤実践的な職業教育機関の在り方について

○職業実践専門課程等の文部科学大臣認定制度の充実を図るための取組を含めた専修学校全体の教育の質の保証・向上に寄与する方策や職業実践専門課程の第三者評価の義務化、専修学校の分野の在り方等について引き続き検討が必要である。

¹¹ 詳細は、https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1295916_00003.htm を参照。